

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（富山県条例第 72 号）（一部抜粋）

（指定児童発達支援の取扱方針）

第 27 条 （略）

- 5 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 6 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
 - (1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
 - (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
 - (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
 - (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
 - (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
 - (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
 - (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
- 7 指定児童発達支援事業者は、おおむね 1 年に 1 回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（準用）

第 55 条の 6

第 5 条、第 8 条、第 9 条及び前節（第 12 条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

※「第 4 節運営に関する基準（第 12 条～第 55 条の 2）」のことを指します。

（準用）

第 59 条

第 5 条、第 8 条及び第 4 節（第 12 条、第 24 条第 1 項及び第 4 項、第 25 条、第 26 条第 1 項、第 32 条、第 34 条並びに第 52 条第 2 項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。（略）

(準用)

第 78 条

第 13 条から第 23 条まで、第 25 条から第 31 条まで、第 33 条、第 35 条から第 46 条まで、第 48 条から第 51 条まで、第 52 条第 1 項及び第 53 条から第 55 条の 2 までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。(略)

(準用)

第 78 条の 2

第 8 条、第 9 条、第 13 条から第 23 条まで、第 25 条から第 31 条まで、第 33 条、第 35 条から第 46 条まで、第 48 条から第 51 条まで、第 52 条第 1 項、第 53 条から第 55 条の 5 まで、第 72 条及び第 77 条の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。

(準用)

第 81 条

第 8 条、第 13 条から第 23 条まで、第 26 条第 2 項、第 27 条から第 31 条まで、第 33 条、第 35 条から第 46 条まで、第 48 条から第 51 条まで、第 52 条第 1 項、第 53 条から第 55 条の 2 まで、第 60 条から第 61 条の 2 まで、第 72 条及び第 77 条 (第 1 項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。(略)

(準用)

第 89 条

第 13 条から第 23 条まで、第 25 条、第 26 条、第 27 条 (第 4 項を除く。)、第 27 条の 3、第 28 条から第 31 条まで、第 33 条、第 35 条から第 37 条まで、第 39 条、第 39 条の 2、第 44/5341 条の 2、第 42 条、第 44 条から第 46 条まで、第 48 条から第 51 条まで、第 52 条第 1 項、第 53 条から第 55 条の 2 まで及び第 81 条の 6 から第 81 条の 8 までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。(略)